

天理市上下水道局業者選定等審査会要綱

(設置)

第1条 天理市上下水道局（以下「局」という。）が行う建設工事等の一般競争入札参加資格の設定及び指名競争入札又は随意契約に参加する者（以下「指名業者」という。）の選定等を厳正かつ公正に審査するため、天理市上下水道局業者選定等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、会長、副会長及び委員で組織する。

2 会長は局長をもって充て、副会長は局次長をもって充てる。

3 委員は総務経営課長、経営管理室担当課長、給水課長、浄水課長及び下水道課長をもって充て、会長が必要と認める場合は、指名された者を委員に充てることができる。

(会長及び副会長)

第3条 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、その職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 一般競争入札参加資格の設定
- (2) 建設工事等の指名競争入札に参加しようとする者（以下「参加者」という。）の資格審査及び格付
- (3) 指名業者の選定
- (4) 指名停止の決定、解除及び変更
- (5) 入札談合情報があった場合の対応
- (6) 総合評価競争入札を行った場合の落札者の決定
- (7) その他建設工事等の執行につき必要と認める事項

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、必要な都度会議を開くものとする。ただし、委員の3分

の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 会長が審査会を開くいとまがない場合等やむを得ないときは、持ち回り審査をもって審査会の会議に代えることができる。

(関係職員の出席等)

第6条 審査会は、議事等の中で必要があると認められるときは、関係職員及びその他の者を出席させ、意見の聴取又は関係資料の提出を求めることができる。

(参加者の資格審査等)

第7条 建設工事等の参加者の資格審査及び格付については、別に定める天理市上下水道局建設工事等競争入札参加資格審査要綱による。

(指名業者の選定)

第8条 建設工事等の指名業者の選定については、別に定める天理市上下水道局建設工事等請負業者選定要綱による。

(指名停止等)

第9条 指名停止の決定、解除及び変更については、別に定める天理市上下水道局建設工事等入札参加停止措置要領による。

(入札談合情報の対応)

第10条 入札談合に関する情報があった場合は、次に掲げる事項を調査審議するとともに必要な指示をするものとする。

(1) 公正取引委員会等への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他入札談合に関する情報があった場合の対応。

(2) その他入札の公正な執行及び工事の進捗を妨げるおそれがある場合の対応

(秘密の保持)

第11条 審査会の会議は、非公開とする。また、何人も審査会の会議の内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務経営課庶務係において行う。

(実施細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、審査会の議を得て別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。